

解答用紙

平成25年10月2日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題1

(1)	a	(ヌ)	b	(チ)	c	(コ)	d	(ウ)
	e	(ス)	f	(エ)				

(2)	a	(ウ)	b	(エ)	c	(ク)	d	(ソ)
	e	(セ)						

(3)	a	(ケ)	b	(ヒ)	c	(ハ)	d	(ス)
	e	(ヌ)	f	(ア)	g	(ノ)	h	(ツ)
	i	(ク)						

(4)	a	(ウ)	b	(シ)	c	(チ)	d	(ツ)
	e	(オ)	f	(ニ)	g	(ヌ)		

(5)	a	(イ)	b	(キ)	c	(ケ)	d	(ソ)
	e	(テ)	f	(ニ)	g	(テ)		

(6)	a	(ソ)	b	(ネ)	c	(イ)	d	(ク)
	e	(ケ)	f	(チ)				

(7)	a	(エ)	b	(ク)	c	(ウ)	d	(サ)
	e	(タ)	f	(セ)	g	(ナ)	h	(コ)

(8)	a	(エ)	b	(カ)				
-----	---	-----	---	-----	--	--	--	--

解答用紙

平成25年10月2日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題2

	○：八以上ー：二以下
	残余財産の分配額
	長期的期待収益率
	リスク
	掛金増加への対応能力
	財政計算の基準日
	代議員会
	説明
	情報開示
	年金特別会計の厚生年金勘定

(・ は順不同でも正答とする)

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題3

(1)	平成24年3月31日においては、純資産の額 / 最低責任準備金 = 1.04。
	平成23年3月31日においては、純資産の額 / 最低積立基準額 = 0.89。
	したがって、平成24年3月31日および平成23年3月31日において、純資産の額が
	最低責任準備金の1.05倍以上かつ最低積立基準額の0.9倍以上の条件を満たして
	いないことから、平成25年3月31日の非継続基準を満たすためには、純資産の
	額が最低責任準備金の1.05倍、最低積立基準額の0.92倍のいずれか大きい額を
	上回る必要がある。
	最低責任準備金の1.05倍 = 13,650
	最低積立基準額の0.92倍 = (13,000 + 3,500) × 0.92 = 15,180
	よって、X = 15,180

(2)	最低責任準備金調整額 = $13,000 \times (1.0217^{9/12} \times (1 + 0.1) \div 1.0723 - 1) = 552$
	数理上資産額 = X + 1,200
	責任準備金 = 3,000 + 13,000 + 552 - 1500 = 15,052
	変更計算を留保できる基準は、数理上資産額 + 許容繰越不足金 責任準備金
	なので、
	X + 1,200 + 2,500 = 15,052より、X = 11,352

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題4

(1)	積立水準 = 純資産額 / 最低積立基準額 = 9,000 / 12,900 = 0.69
	積立水準が1.00を下回っているため、非継続基準に抵触している。
	A : 最低積立基準額の年間増加見込み額 = 13,100 - 12,900 = 200百万円
	B : 積立水準の回復に必要な掛金の額 = (12,900 × 0.8 - 9,000) / 5 + 12,900 × 0.1 / 10 + 12,900 × 0.1 / 15 = 479百万円
	積立金の積立てに必要な額 = A + B = 679百万円
	翌事業年度における掛金の額 = 17.8% × 323 × 12 = 690百万円
	「積立金の積立てに必要な額」が「翌事業年度における掛金の額」を下回るため
	特例掛金は不要。

(2)	計算基準日時点の先発PSL = 323 × 12.8% × 12 × 9.0724 = 4,501百万円
	計算基準日時点の後発PSL = 15,200 - 9,000 - 4,501 = 1,699百万円
	先発PSLを当初から20年償却（平成32年4月1日から17年償却）としたときの掛金 = 4,501 / 14.4348 = 312百万円
	後発PSLを20年償却した場合の掛金 = 1,699 / 16.5150 = 103百万円
	(312 + 103) / 323 / 12 = 10.7%

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題5

(1)	178
(2)	260百万円
(3)	227百万円
(4)	(イ) 退職給付に係る負債
	(ウ) 退職給付に係る調整累計額
	(エ) 1,140

(5)	イールドカーブ直接アプローチ
	イールドカーブそのもの、すなわち、給付見込期間ごとにスポットレートを割引率として使用する方法である。
	イールドカーブ等価アプローチ
	のイールドカーブ直接アプローチにより計算した退職給付債務と等しい結果が得られる割引率を、単一の加重平均割引率とする方法である。
	デュレーションアプローチ
退職給付債務のデュレーションと等しい期間に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法である。	
(6)	加重平均期間アプローチ
	退職給付の金額で加重した平均期間（以下、「加重平均期間」という。）に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法である。「退職給付の金額」としては、「期末までに発生していると認められる額」を用いる。

(6)	前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定される場合。
-----	--

解答用紙

平成25年10月2日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題6			
<p>事業主と従業員の間のリスク分担や、制度の持続可能性の観点から現行制度における課題を指摘し、これを解決するための具体的な変更内容について、企業年金の取り巻く環境変化を考慮に入れて、自分なりの所見を述べていれよ。</p>			
<p>なお、単なる結論や知識の羅列ではなく、結論に至るまでの理由や実現にあたっての留意点についても自分の考え方を理路整然かつ具体的に記述していること。</p>			
<p>【論理構成例】</p>			
<p>1．リスクの種類</p>			
<p>・長寿リスク（死亡率が低下することにより追加負担が発生するリスク）</p>			
<p>・資産運用リスク</p>			
<p>・金利リスク（金利の低下により、最低積立基準額・退職給付債務が増加し、追加負担が発生するリスク）</p>			
<p>・インフレリスク（インフレによって給付の実質価値が目減りしてしまうリスク）</p>			
<p>2．現行制度における課題</p>			
<p>・給付利率が高く、現状の運用環境下では相対的にリスクの高い運用となっている可能性が高いこと</p>			
<p>・終身年金であるため、事業主が長寿リスクを負担していること</p>			
<p>・年金財政上の積立状況が悪く、予定利率が高いことから、会計上も期待運用収益率を高く設定していると考えられ、数理計算上の差異の償却負担が大きく事業主の費用にも影響していること</p>			
<p>（次頁に続く）</p>			

（注）裏面には記述しないこと

解答用紙

平成25年10月2日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題6			
3. 制度変更の内容と変更理由			
< 確定給付企業年金制度の枠組みの中での対応 >			
・ポイント制の継続について			
・保証期間及び年金換算率、年金支給開始年齢等の給付内容について			
・予定利率及び特別掛金の償却について			
・制度変更に関する法令上の要件について			
・制度変更、予定利率、特別掛金の償却期間の掛金への影響について			
・制度変更に伴う会計上の取扱い及び影響について			
・経過措置について			
< 現行制度の全部又は一部を確定拠出年金制度等の他制度へ移行する対応について >			
・他制度への移行割合について			
・過去期間からの移行又は将来期間からの移行について			
・他制度の年金給付内容について			
・制度移行に関する法令上の要件について			
・制度移行に伴う一括拠出の他、掛金への影響について			
・制度移行に伴う会計上の取扱い及び影響について			
・従業員にとっての不利益変更への該当有無について			
・経過措置について			
<p>なお、確定給付企業年金制度の枠組み中での制度内容や財政運営の見直しにより継続する対応、現行の確定給付企業年金制度の全部又は一部を確定拠出年金制度等の他制度へ移行することによる対応のいずれの場合でも将来について低金利が続いた場合、運用環境が悪化した場合、更なる高齢化や雇用環境の変化が見込まれた場合に考えうる影響や、制度変更等の対応により改善される内容についても解答すること。</p>			

(注) 裏面には記述しないこと

解答用紙

平成25年10月2日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題6			

(注) 裏面には記述しないこと